



架空・不当請求にご注意!

架空・不当請求とは

手紙や電子メールなどで、「架空の事実」を理由に請求書や督促状を送りつけ、不当にお金を振り込ませるというものです。



有料サイトの不当請求

出会い系サイトやツーショットダイアル、芸能関係のサイトなど情報提供料を請求してくるというものです。

これらのサイトでは、サイトにアクセスしてきた人の携帯電話番号やメールアドレスを入手し、登録料、事務手数料、脱会のための手数料などと称して高額な料金を請求してきます。

また、ハガキや封筒を使ってまったく利用した覚えのない情報料の請求をすることもあります。

過去の契約情報などを利用したと思われる不当請求

過去に購入した商品や会員権などに関して不当な請求が行われる場合があります。

例えば、サラ金利用者の名簿等を利用したと思われる、未返済金の請求や、過去に購入した化粧品に関して返金制度が利用できるなどと称して連絡をさせ、お金の支払いをせまるといったケースが多く見受けられます。

請求名目を示さない架空請求

「総合消費料金」や「特例民法」などと称し、請求名目の商品やサービスをはっきり示さない請求が行われる場合があります。

この場合は、過去の契約など一切関係なく無差別に送りつけられるということが多いようです。

「身に覚えがない。またはおかしいな?」と思う請求がきたら、次のことに注意しましょう。

契約は成立していますか?

有料サイトの請求の場合、利用契約が成立していると思われないことが多くあります。

例えば、完全無料の表示を見てサイトを利用したら情報料を請求された場合、有料サイトの契約をしたとの認識ができず、契約が成立しているとはいえません。

また、表示がされていても紛らわしく分かりにくいものであれば、錯誤(間違い)により契約は無効であると主張することもできます。

誰が請求している?

請求するには、正当な請求権を持つことが必要です。請求者が正当な債権者でない場合には支払う必要はありません。

また、債権を譲り受けた回収業者だといって請求してくる業者がいますが、元の債権者から債権譲渡の通知を受けていなければ、支払う必要はありません。債権回収をすることは、弁護士以外では、法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者(法務省のホームページで確認できます)しかできませんので、許可を受けていない違法な回収業者の請求には応じる必要はありません。

ご注意ください

無料で日用品を配布したり、「日用品などの激安店」などといって、客を集め、閉めきった場所で言葉巧みに場の雰囲気盛り上げ、熱狂的な気分にし、寝具や健康食品などを高額で販売する催眠商法(SF商法)による被害が多発しています。

本当に必要なものなのか判断し、冷静に対応してください。

問合せ先

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)9999

午前9時30分～正午

午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談 ☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時～正午

午後1時～3時

産業振興課 内線245・246



5月の消費生活相談

相談日等 5月1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

午前10時～正午・午後1時～3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)